

広島県告示第百九十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県北部建設事務所庄原支所において、平成二十六年四月三日までの間、縦覧に供する。

平成二十六年三月二十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
県道足立東城線	庄原市東城町粟田字水池山一八番一地从先から庄原市東城町粟田字水池山一八番七地先まで	平成二十六年三月二十日